

令和 7 年度  
定期監査等結果報告書

支所  
産業振興部

いわき市監査委員



いわき市議会議長 永 山 宏 恵 様  
い わ き 市 長 内 田 広 之 様

|          |         |
|----------|---------|
| いわき市監査委員 | 遠 藤 英 子 |
| 同        | 大和田 了 寿 |
| 同        | 菅 波 健   |
| 同        | 坂 本 稔   |

## 定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

### 1 監査の対象

- (1) 支所
- (2) 産業振興部

### 2 監査実施期間

- (1) 支所（令和7年11月14日から令和8年3月19日まで）
- (2) 産業振興部（令和7年12月19日から令和8年3月19日まで）

### 3 監査の範囲

支所にあつては令和7年4月1日から同年9月30日までに、産業振興部にあつては令和7年4月1日から同年10月31日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

### 4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

## 5 監査の方法

### (1) 支所

現地に赴き、あらかじめ提出を求めた資料により、各支所長等から事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

### (2) 産業振興部

部長以下関係職員出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

## 6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

## 支所

### ＜監査の結果＞

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

### ＜是正改善を要する事項＞

#### 1 収入事務（その1）

道路占用料に係る収入事務において、督促を行っていない例が認められた。

（小名浜支所経済土木課、勿来支所経済土木課）

※ 納期限である令和7年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月20日まで）に書面により督促をしなければならないが、小名浜支所経済土木課では納付日（同年6月13日）まで督促が行われていなかった。【類例69件あり】

なお、勿来支所経済土木課においても、同様の例が2件認められた。

#### いわき市債権管理条例

（督促）

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

#### いわき市債権管理条例施行規則

（督促）

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

## 2 収入事務（その2）

土地の貸付料に係る収入事務において、契約書等に定める遅延損害金の調定及び納入の通知が行われていない例が認められた。

（常磐支所経済土木課）

※ 私債権である常磐湯本財産区の土地貸付料（貸付期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日）について、納期限である令和7年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対し督促をした場合は、市債権管理条例第9条第1項及び契約書第3条第2項の規定に基づき、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じた遅延損害金を徴収しなければならない。当該貸付料は令和7年11月20日に納付され遅延損害金が発生したにもかかわらず、監査実施時点（令和7年12月8日）において調定及び納入の通知が行われていなかった。

### いわき市債権管理条例

（遅延損害金）

第9条 債権管理者は、私債権について第6条の規定により督促をしたときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該督促に係る私債権の額に当該私債権に係る契約に定める割合（契約に定めがない場合にあっては、履行期限の翌日における法定利率）を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、債権管理者は、遅延損害金を徴収しないことについて合理的な理由があるときは、これを徴収しないことができる。

2～3 （略）

### 土地賃貸借契約書（抜粋）

（賃料）

第3条 第1条の土地の賃料は、年額金81,371円（1㎡当りの単価は第1条のとおり）とし、4月1日から翌年3月31日を1ヵ年とし、甲の発行する納入通知書により、毎年4月末日まで（月末が休日である場合は、翌平日まで）に納入するものとする。

2 乙は、納期限までに賃料を支払わなかったときは、その期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額について年3パーセントの割合で計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

### 3 支出事務（その１）

補助金の交付に係る支出事務において、交付決定前に補助金等決定通知書を発出し、支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。

（内郷支所）

※ 自治会活性化応援事業補助金において、令和７年６月２５日付けで交付決定しているが、補助金等決定通知書を、交付決定前の同月２３日付けで発出していた。

また、市財務規則第６３条第１項の規定により、支出負担行為は交付決定のときに行わなければならないが、交付決定前の同月２３日に行われていた。

#### いわき市補助金等交付規則

（補助金等の交付の決定）

第５条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付を決定する。

２ 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等決定通知書（第２号様式）により、申請をした者に通知する。

#### いわき市財務規則

（支出負担行為の手続）

第６２条 支出負担行為権者は、支出負担行為をするときは、別段の定めがある場合を除くほか、支出負担行為の内容を示すため、支出負担行為書（第２５号様式）を作成しなければならない。支出負担行為をしたのちにおいて、当該支出負担行為の内容を変更し、又はこれを取り消す場合においても、また同様とする。

（支出負担行為の整理区分）

第６３条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第３に定めるとおりとする。

２ （略）

別表第３（第６３条関係） ※ 抜粋

#### 支出負担行為の整理区分（節等の区分）

| 節等の区分          | 支出負担行為として整理する時期       | 支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期 | 支出負担行為の範囲          | 支出負担行為に必要な主な書類                                                     | 摘要                       |
|----------------|-----------------------|------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 18 負担金、補助及び交付金 | 交付又は支出決定のとき（請求のあつたとき） | 支出命令を発したとき             | 交付又は支出する額（請求のあつた額） | 申請書 指令書案 交付又は支出する関係書類 工事請負契約に類する場合は、工事請負費に必要な書類（請求書 積算基礎を明らかにした書類） | 指令を要しないものは、括弧書によることができる。 |

#### 4 支出事務（その2）

補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受理し、交付決定を行っている例が認められた。

（久之浜・大久支所）

※ 自治会活性化応援事業補助金において、同補助金交付要綱第7条第4項第1号、第2号及び第3号の規定による「補助対象事業を実施する自治会等の規約若しくはそれに相当する文書」、「補助申請年度の自治会等の事業計画及び予算書」、「役員名簿」の添付がないまま申請書を受受理し、事前審査の項目を満たしていないにもかかわらず、審査会を開催し、交付決定していた。

#### いわき市補助金等交付規則

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

#### いわき市自治会活性化応援事業補助金交付要綱

（申請書の提出期限）

第7条 （略）

2～3 （略）

4 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業を実施する自治会等の規約若しくはそれに相当する文書
- (2) 補助申請年度の自治会等の事業計画及び予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 見積書の写し（委託料、工事請負費、備品購入がある場合に限る）
- (5) その他、事業内容により必要とする書類

5 （略）

#### いわき市自治会活性化応援事業審査会審査要領

2 事前審査

申請者から提出された書類は、申請団体の属する地区を所管する支所（ただし、平地区は地域振興課）において事前審査を行う。事前審査項目は次のとおりとする。

- (1) 必要な書類がすべて整っていること。
- (2) いわき市自治会活性化応援事業補助金交付要綱に定める申請要件を満たしていること。
- (3) 事前審査の項目を満たしていない場合、本審査（審査会）を受けることができない。



## 5 契約事務（その１）

契約事務において、設計金額の算定が適切でないまま予定価格が決定され、地方自治法施行令第167条の２第１項を適用した随意契約を行っている例が認められた。

（四倉支所経済土木課）

※ 梅ヶ丘調整池維持管理業務委託に係る草類処分費において、設計金額の算定に際し過年度における実績値を考慮せず、設計時点（令和７年５月）の現地状況に基づく想定値により0.2トンとし、予定価格が50万円を超えないことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第１号（規則で定める金額以下のもの）を適用した随意契約としていたが、7.87トンへと変更し設計金額を49万5,000円から57万2,000円へ増額とする変更契約を行っており、結果として50万円を超える額となっていた。

昨年度及び一昨年度にも同様に増額を伴う変更契約が行われていることを踏まえると、当初設計時においては想定値ではなく実績値に基づいて設計積算を行うべきものであり、これにより設計金額が同号の範囲を超える場合は競争入札を実施すべきである。

### 地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の２ 地方自治法第234条第２項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第５上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2)～(9) （略）

２～４ （略）

### いわき市財務規則（令和７年10月改正以前）

（予定価格の限度額）

第128条 施行令第167条の２第１項第１号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

## 6 契約事務（その2）

契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。

（田人支所）

※ 田人ふれあい館ペレットボイラー管理及び除草・清掃等業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用し、「地域交流施設が災害時における避難所になること」などを理由として特命随意契約しているが、当該事業者以外では契約の目的が達成できない旨の非代替性について、合理的な理由が具体的かつ客観的に明記されていなかった。

### 地方自治法施行令

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) （略）

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3)～(9) （略）

2～4 （略）

### いわき市財務規則

（見積書の徴収）

第129条 契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（工事請負又は設計、測量及び調査の委託に係る随意契約に関する事務をインターネットを利用して処理する情報処理システムによる随意契約にあつては、見積金額その他随意契約に必要な所定の事項を記録した電磁的記録。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

### <参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課）

（抜粋）5ページ

(3) 随意契約により発注する場合の検証事項

（略）特に、特命随意契約（略）については、合理的な理由を明確に示すことが必要です。（以下略）

（抜粋）25ページ

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

【本号の適用にあたって】

○ 「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」は、契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断するしかありませんが、業者選定にあたってはその理由を具体的・客観的に示すことが必要となります。

判断の基準は、おおむね「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができないとき」又は「経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき（この場合、他の業者が受注することで著しく支

障をきたすおそれが生じるなど具体的な理由が必要となります。)」のような場合が考えられます。(以下略)

## 7 財産管理事務

郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

(小川支所、川前支所)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、小川支所では監査実施時点（令和8年1月6日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手等の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

なお、川前支所においても、同様の例が認められた。

### いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿（第11号様式）により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

## 産業振興部

### <監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

### <是正改善を要する事項>

#### 1 収入事務（その1）

収入事務において、督促が行われていない例が認められた。

（産業チャレンジ課）

※ 自動販売機の私用電気料について、納期限である令和7年9月22日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年10月12日まで）に書面により督促をしなければならないが、収納日（同年10月22日）までの間、督促が行われていなかった。【類例2件あり】

#### いわき市債権管理条例

（督促）

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

#### いわき市債権管理条例施行規則

（督促）

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

## 2 収入事務（その2）

労働福祉会館使用料に係る減免事務において、使用料免除の適用手続きに不適切な例が認められた。

（産業ひとづくり課）

※ 市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例第3条第1項ただし書きに基づく労働福祉会館使用料の免除において、施設利用者（介護者を除く。）の半数以上が障がい者であることを身体障害者手帳で確認しなければならないが、労働福祉会館使用料減免申請書を受理した際に、申請者のみの身体障害者手帳を目視で確認し、申請者以外の施設利用者については身体障害者手帳を確認せず、過去に提出された「入館者名簿（施設利用者の氏名、住所及び身体障害者手帳番号が記載されたもの）」のみを根拠として、使用料の免除を決定していた。

### いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例 （障害者の使用料の免除）

第3条 障害者が別表第1の左欄に掲げる公の施設を利用するときは、当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、当該障害者及び当該障害者のうち次に掲げる者の介護のため現に同伴する者（その者が2人以上いるときは、1人に限る。以下この項において「介護者」という。）に係る同表の右欄に掲げる使用料を免除する。ただし、当該公の施設の利用が専用使用（一部専用使用を含む。第5条第3項において同じ。）の場合においては、当該公の施設を利用する者（介護者を除く。）の半数以上が障害者であるときに限り、当該使用料を免除する。

- (1) 前条第1号アの身体障害者手帳に第1種身体障害者である旨の記載のある者
- (2) 前条第1号イの療育手帳に記載されている障害の程度の表示がAである者
- (3) 前条第1号ウの精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級である者

2 （略）

### いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例施行規則

（障害者の使用料の免除の手続）

第2条 条例第3条第1項本文の規定により使用料の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設の職員に対し、障害者にあつては当該障害者に係る身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、介護者にあつては当該障害者の介護のため同伴する旨を申し出なければならない。

- 2 条例第3条第1項ただし書の規定により使用料の免除を受けようとする者は、利用しようとする公の施設に係る規則の定めるところにより申請しなければならない。

### いわき市労働福祉会館条例施行規則

（使用料の減免）

第6条 （略）

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとするときは、労働福祉会館使用料減免申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3 （略）

### 3 契約事務（その1）

契約事務において、契約期間の設定が不適切である例が認められた。

（産業チャレンジ課）

※ 地域経済活性化調査分析事業業務委託に関する契約事務において、仕様書における成果品の提出期限が「事業年度終了後、2か月以内」となっているにもかかわらず、契約期間が「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」となっていた。

成果品の納入期限は契約期間内に含めるべきであることから、4月1日から翌年3月31日までのデータが必要であり、収集したデータの分析と成果品の作成に2か月を要するのであれば、債務負担行為を設定し、契約期間は令和7年4月1日から令和8年5月31日までとするのが適当である。

#### 地方自治法

（会計年度及びその独立の原則）

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

（総計予算主義の原則）

第210条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

#### <参考>

会計事務の手引き（支出関係・基本編）（会計室）

（抜粋）13ページ

### 3 検収

#### (1) 検収行為とは

市の支出は、本来その反対給付があつてはじめて行うことが大原則です。支出命令権者は、市に対して反対給付があつた場合には、自らが検収（履行の確認）を行った上でなければ支出命令を行うことはできません。このことから、物品の購入や財産の取得に限らず、労務等の提供（役務費、賃借料、委託費等）があつた場合に対しても行う必要があります。

検収行為は、それぞれの業務の内容に応じてその確認すべき事項は異なりますが、一般的には当該契約の内容（品質、規格、性能、数量等）が正しく履行されたかどうかを成果物の確認や施行現場の確認などの具体的な手法により検査する行為で、書面をもって行うこともあります。

会計管理者は支出命令書を確認する際、所属の検収行為がないと、債務金額の確定及び支払時期の到来を確認することができず、支払いをすることができません。

#### (2) 検収日について

検収日とは業務の履行された最終日もしくは業務の履行が確認できた最後の日を言います。

例) 物品購入 完納された日

補助金等 実績報告を確認した日

業務委託等 業務内容が完了し、完了確認をした日

工事請負 書面検査で所属長（又は工事検査監）が合格を認めた日

注) 検収日は、当該年度の予算で支出する場合は、3月31日以前でなければなりません。

※ 検査の時期については「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に、工事は完了の日から14日以内、それ以外の場合は10日以内と規定されています。



## 4 契約事務（その2）

契約事務において、契約保証金の免除に関する手続が不適切な例が認められた。

（産業チャレンジ課）

※ 地域経済活性化調査分析事業業務委託に関する契約事務において、市財務規則第136条第6項第4号を適用し、契約保証金を免除しているが、過去2年間における契約実績は同号の要件を満たしていなかった。

### いわき市財務規則

（契約保証金）

第136条 契約権者は、契約の相手方となるべき者をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の10分の1以上の額（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る入札保証金の額に相当する額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせなければならない。

2～5 （略）

6 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前各項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が官公署その他これに準ずると市長が認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約（工事又は製造の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。）の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (6) 1件の請負代金額が500万円未満の工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 1件の契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 随意契約を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が100万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 土地又は建物の売却に係る随意契約（前号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (10) 特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる随意契約（前2号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

7～8 （略）